

岡山県立岡山朝日高等学校内に設置する自動販売機設置事業者の公募公告

岡山県立岡山朝日高等学校内に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集する。

令和7年2月6日

岡山県立岡山朝日高等学校長 鈴鹿 貴久

1 公募に付する事項

- (1) 名 称 岡山県立岡山朝日高等学校内に設置する自動販売機設置事業者
- (2) 設置期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、設置事業者の教育財産の使用状況を勘案し、当該教育財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができると岡山県が判断した場合は、令和8年4月1日から2年を限度に、引き続き設置することができる。
- (3) 設置場所及び設置区分
 - ① 設置場所 岡山県立岡山朝日高等学校内 百周年記念館1階南側外廊下
(岡山市中区古京町2-2-21)
 - ② 設置区分 岡山県立岡山朝日高等学校内自動販売機設置事業者公募仕様書の「1公募物件」にある設置場所全てに自動販売機を設置すること。

2 公募に参加できる者の資格

次の要件を全て満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができる。

- (1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有する者で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に遅滞なく対応できる者であること。
- (2) 次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。
 - ① 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
- ⑧ 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

（4）県税、市町村税、消費税及び地方消費税を完納していること。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

（1）仕様に関すること

岡山県立岡山朝日高等学校 事務室
 〒703-8278
 岡山市中区古京町2-2-1
 TEL (086)-272-1271
 FAX (086)-272-1273

（2）資格審査に関すること

岡山県教育庁財務課
 〒700-8570
 岡山県岡山市北区内山下2-4-6
 TEL (086)-226-7572
 FAX (086)-221-8041

4 契約条項を示す場所

上記3（1）の場所とする。

5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札に準じて行う。

（1）仕様書等の配布期間及び場所

- ① 配布期間 令和7年2月6日（木）から令和7年2月20日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ② 配布場所 上記3（1）の場所に同じ
 なお、岡山県ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/site/321/list328-1555.html> からダウンロードできる。

（2）岡山県立岡山朝日高等学校内自動販売機設置事業応募申込書（以下、「応募申込書」という。）（様式第1号）その他必要書類の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 令和7年2月6日（木）から令和7年2月20日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 (ア) ④で示す提出書類〔法人・個人〕①～⑤
 上記3（1）の場所に同じ
 (イ) ④で示す提出書類〔法人〕⑤～⑪
 〔個人〕⑥～⑩

上記 3 (2) の場所に同じ

- ③ 提出方法 持参又は郵便（一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。令和 7 年 2 月 20 日（木）午後 5 時までに必着のこと）
※ F A X 及び電子メールでの提出は認めない。

④ 提出書類

(ア) 法人

- ① 応募申込書（様式第 1 号）
- ② 売上手数料率見積書（様式第 2 号）
なお、代理人が入札する場合には委任状（様式第 5 号）を提出すること。
また、売上手数料率見積書のみを無地封筒（長型 3 号）に入れ、糊付けをして代表者印（代理人が入札する場合には受任者印）で割印を上中下 3 カ所し、表に、公募に加わる事業名、応募者の住所及び氏名（法人は商号又は名称）、物件番号を記載すること。
- ③ 販売品目一覧表（様式第 3 号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成
- ④ 設置を予定している自動販売機のカatalog ※設置場所ごとに作成
- ⑤ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）
- ⑥ 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書〈商号、住所、代表者、役員、設立日等を証明するもの〉）
- ⑦ 決算関係書類（直近 1 事業年度分）
- ⑧ 役員一覧（氏名、よみがな、生年月日及び住所が記載されているもの）
- ⑨ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の滞納のないことの証明書）
- ⑩ 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の滞納のないことの証明書）
※ 岡山県内に本社がある場合は、当該本社の所在地の市町村税の完納証明書
※ 岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書
- ⑪ 本社等の所在地を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の滞納のないことの証明書〈その 3 の 3〉）
※ 1 年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、(4) の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
※ ④～⑦及び⑨～⑪については写しでも可。
※ ⑤、⑥及び⑨～⑪については、証明年月日が応募申込書到達日前から 3 カ月以内のものとする。
※ なお、⑥～⑪については、他の教育施設（教育機関・県立高等学校・県立中等教育学校・県立特別支援学校）の公募に参加するため、既に提出済の場合は不要とする。

(イ) 個人

- ① 応募申込書（様式第 1 号）
- ② 売上手数料率見積書（様式第 2 号）
なお、売上手数料率見積書のみを無地封筒（長型 3 号）に入れ、糊付けをして割印を上中下 3 カ所し、表に、公募に加わる事業名、応募者の住所及び氏名、物件番号を記載すること。
- ③ 販売品目一覧表（様式第 3 号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成
- ④ 設置を予定している自動販売機のカatalog ※設置場所ごとに提出
- ⑤ 印鑑証明書（住所地の市町が発行するもの）

- ⑥ 本籍地の市町村が発行する身分証明書
- ⑦ 法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書
- ⑧ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の滞納のないことの証明書）
- ⑨ 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の滞納のないことの証明書）
- ⑩ 所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の滞納のないことの証明書<その3の2>）

※1年以内の所在地移転、氏名変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、下記（４）の方法により担当部署へ確認した上で、当該事由説明書（任意様式）を添付すること。

※④～⑩については写しでも可。

※⑤～⑩については、証明年月日が応募申込書到達日前から3カ月以内のものとする。

※なお、⑥～⑩については、他の教育施設（教育機関・県立高等学校・県立中等教育学校・県立特別支援学校）の公募に参加するため、既に提出済の場合は不要とする。

（３）提出書類の審査

① 審査結果の通知

（２）で提出された書類を審査した結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、選考に参加することができない。

② 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

①の通知を受け取った者は、令和7年3月4日（火）までに、下記（４）③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

（４）仕様等に対する質問の受付

- ① 受付期間 令和7年2月6日（木）から令和7年2月20日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ② 方 法 仕様等に対する質問・回答書（様式第4号）によりFAXすること。
- ③ 宛 先 岡山県立岡山朝日高等学校
FAX (086)-272-1273
- ④ 選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選考の日時、場所及び方法

- （１）日 時 令和7年3月7日（金） 午前10時00分
- （２）場 所 岡山県立岡山朝日高等学校 応接室（岡山市中区古京町2-2-21）
- （３）見積書の提出 上記3（１）の場所へ持参又は郵送に限る。FAXその他の方法による提出は認めない。
- （４）設置予定事業者の決定方法
 - ① 地方自治法第234条第3項の規定に準じ、区分番号ごとに、岡山県が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積りをした者を設置予定事業者とする。
 - ② 売上手数料率見積書の開封は、当該選考事務に直接関与しない職員の立ち会いのもとで行う。なお、応募者の立ち会いも認めることとする。
 - ③ 提出された応募書類の審査の結果、資格要件を満たさない又は書類不備等により不適合と認められた者については、選考の対象としない。
- （５）見積書の記載
 - ① 選考参加者は、小数第一位までの売上手数料率を見積書に記載すること。
 - ② 応募しない設置区分は、売上手数料率を見積書に記載しないこと。
- （６）岡山県が予定する売上手数料率以上での見積者がいない場合は、条件等を見直しの上、後日改め

て再度の公募を行う。

(7) くじによる設置予定事業者の決定

設置区分ごとに設置予定事業者となるべき同率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該参加者にくじを引かせて設置予定事業者を決定するものとする。この場合において、郵送による選考参加者等当該参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

(8) 代理人が見積りをする場合は、見積書に選考参加者の氏名又は名称若しくは商号、並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

この場合は、選考日当日、契約を締結する権限を有する者からの委任状（様式第5号）を提出しなければならない。

(9) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(10) 岡山県は、選考参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等選考を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

7 設置事業者の決定

(1) 岡山県は、岡山県が予定する売上手数料率以上で見積りをした者を対象として、選考後速やかに、8（1）に該当していないかについて審査する。

(2) （1）の審査は、最高の売上手数料率で応募した者から、売上手数料率の低い応募者へと順次実施し、設置区分ごとにそれぞれ8（1）に該当していないことが確認できるまで行うものとする。

(3) 審査の結果、見積書及び提出書類すべてが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。

(4) 設置事業者を決定したときは、設置事業者名及び売上手数料率を、応募者全員に通知するとともに、岡山県ホームページにおいて公表する。

8 その他

(1) 次の売上手数料率の見積は無効とする。

① 公告に示した公募に参加できる資格のない者の提出した見積書

② 応募者に求められている義務を履行しなかった者の提出した見積書

③ 公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積書

④ その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条各号に準じた見積書

(2) 契約書等作成の要否

要

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(5) 岡山県が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県が指定した期日までに、設置事業者の負担により対応するものとする。

(6) その他詳細は、仕様書による。